

業務及び財産の管理に関する計画

[金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第14条に基づく計画書]

平成12年10月19日

信用組合福岡商銀

金融整理管財人

目 次

	頁
I. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	1
1. 円滑な事業譲渡の早期実施	1
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持	1
3. 公的費用の極小化	1
4. 地域経済への配慮	1
5. 内部管理体制の確立	1
6. 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	1
II. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	2
1. 基本運営方針	2
2. 諸会議の設置	2
(1) 管財人会議の設置	2
(2) 業務運営会議の設置	2
(3) 部・支店長会議の設置	2
3. 個別業務運営方針	3
(1) 与信業務運営方針	3
(2) 資金調達業務運営方針	3
(3) 投資業務運営方針	3
(4) 経費運営方針	4
(5) その他の業務運営方針	4
III. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	5
1. 経営責任の明確化	5
(1) 旧経営陣の辞任等	5
(2) 役員退職慰労金	5
2. 経費の削減	5
(1) 人員及び人件費の削減	5
(2) 物件費の削減	5
3. 店舗統廃合	6
4. 保有資産の処分	6
5. 内部管理体制の整備	6
6. 不良債権の回収強化	6
IV. 法令等の遵守	6
V. 金融再生法第 18 条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等	6

I. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針

当組合は、平成12年6月9日、金融再生委員会に対し、金融機能再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第68条第1項に基づく申し出を行いました。

これを受けて平成12年6月9日、金融再生委員会より、金融再生法第8条第1項第2号に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を受けました。

ここに、金融再生法第14条に基づき、「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針を定めます。

1. 円滑な事業譲渡の早期実施

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、同法に定められた措置を適切かつ効率的に行うことにより、当組合の事業価値の劣化防止及び預金の流出防止に努め、可及的かつ速やかに事業譲渡を実施いたします。

2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持

事業譲渡を円滑に行うまでの間、業務を暫定的に維持継続し、金融仲介機能を維持するとともに、優良な顧客基盤を維持することにより、金融機関としての信用力の回復に努めます。

3. 公的費用の極小化

優良な顧客基盤を維持しながら、当組合の事業価値の劣化を防止し、業務運営上必要不可欠な資産を除く資産の処分等による合理化にも努め、公的費用の極小化を図ります。

4. 地域経済への配慮

地域金融機関としての役割を十分認識し、地域の在日韓国人等の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮するとともに、地域経済に与える影響を最小限に押え、円滑な業務運営を行います。

5. 内部管理体制の確立

内部事務の厳正化、事務改善及び相互牽制の徹底等新たな内部管理体制を確立いたします。

6. 旧経営陣等の責任追及体制の確立等

当組合が「管理を命ずる処分」を受ける状況に至った原因を明確にするため、金融再生法第18条に基づき、内部調査体制を整備し、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

II. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針

1. 基本運営方針

金融整理管財人による管理期間中の業務運営については、金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、金融仲介機能の維持に配慮した適正な業務運営に努めます。

優良な顧客基盤の維持など事業価値の劣化防止のための施策を適時適切に実施し、当組合に対する信頼の回復に努め、可及的かつ速やかに円滑な事業譲渡を行うことを目指します。

具体的な業務については、上記方針の下、明確で透明度の高い業務運営に努めます。

2. 諸会議の設置

(1) 管財人会議の設置

当組合の最高意思決定機関として、金融整理管財人2名により構成される「管財人会議」を設置し、経営に関する重要事項の審議を行うことといたしました。

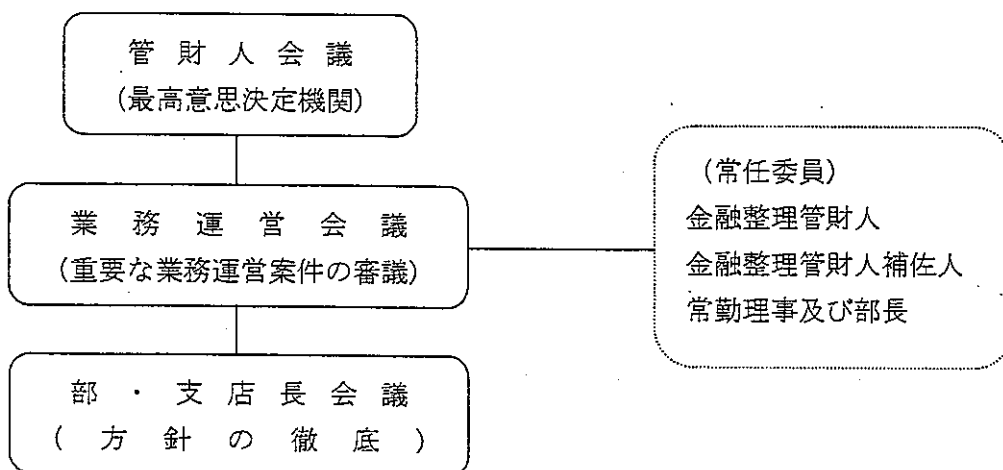
(2) 業務運営会議の設置

金融整理管財人、金融整理管財人補佐人と当組合の役職員との間で十分な審議を行うとともに、意思疎通を図り、業務運営の透明性を確保するため管財人会議の下部組織として「業務運営会議」を設置いたしました。

「業務運営会議」では、経営上の重要施策の策定・変更及び重要な業務運営案件等の審議とともに活発かつ公正な討議を通じ、効率的・効果的な業務運営を実施してまいります。

(3) 部・支店長会議の設置

当組合職員に対して、業務運営方針の周知徹底を図るため、毎月1回「部・支店長会議」を行います。



3. 個別業務運営方針

(1) 与信業務運営方針

与信業務については、金融再生法の趣旨に基づき、金融仲介機能の維持に配慮しながら、債務者区分別に与信方針をたて、優良な顧客基盤の維持と貸出資産の劣化防止に努めます。

①債務者区分別与信方針

「正常先」については、企業の信用力や案件の妥当性等を十分に審査し、資金需要に応じていきます。

「要注意先」については、債務者の債務履行状況、財務内容の健全性及び回収の確実性を十分に審査し、適切に対応いたします。

「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」については、原則与信は行いません。

「純新規先」については、原則与信は行いません。

②資金使途

債務者の事業継続に必要な運転資金・設備資金に対応いたします。

③与信残高上限

「正常先」は、原則「管理を命ずる処分」を受けた日から過去1年間の最高額を超えないものといたします。

「要注意先」は、原則「管理を命ずる処分」を受けた日の残高を超えないものといたします。

④与信期間、担保、保証、適用金利

回収の確実性や妥当性並びに収益性等に十分留意し、適切な運営を行います。

(2) 資金調達業務運営方針

資金調達力の回復・安定のため、適切かつ正確な情報の提供を行い、当組合に対する信用の回復に努めます。

また、資金繰りを的確に把握し、全国信用協同組合連合会等の関係機関と綿密に連絡をとりながら、必要に応じて資金支援の手配等に努めるとともに、流動性の高い資産の売却等により、資金の確保に努めます。

調達金利、期間等については、市場動向・他行動向および地域性を十分考慮し、適切な運営をいたします。

(3) 投資業務運営方針

投資業務については、現在国債など総額 277 百万円を保有しておりますが、売却等適時適切な対応を行います。

また、今後も新たな投資は行いません。

(4) 経費運営方針

経費支出については、業務遂行上必要不可欠なものに限定した運営をいたします。

(5) その他の業務運営方針

公金業務、内国為替等の業務については、金融仲介機能の維持並びに取引先基盤の維持の観点から継続いたします。

Ⅲ. 事業譲渡等を円滑に行うための方策

1. 経営責任の明確化

(1) 旧経営陣の辞任等

平成8年5月、多額の不良債権の発覚により、当時の理事長・専務理事・常務理事（2名）の4名が辞任いたしました。

その後選任された理事長・専務理事は、平成12年6月9日「管理を命ずる処分」を受け、辞任いたしました。

また、平成12年6月28日の総代会において、常務理事（2名）及び常勤理事（2名）も辞任いたしました。

なお、現在在職中の常勤理事1名は部長兼職とし、役員報酬は支給しておりません。

(2) 役員退職慰労金

過去10年間に於いて常勤役員の退職に伴う慰労金については支給しておりません。

また、今後の辞任についても支給しない方針であります。

2. 経費の削減

(1) 人員及び人件費の削減

当組合の平成12年7月末時点の人員は86名（うち常勤理事1名）で、ここ数年減少傾向にあります。

なお、今後数名の退職が見込まれますが、その補充をしない方針であります。

よって、今期の人件費については、前年度比▲47百万円削減する予定であります。

(2) 物件費の削減

物件費の支出は、業務運営に必要不可欠なものに限定したものといたします。

【人件費・物件費の推移と削減目標】

(単位：百万円、%)

	ピーク	9年度 (実績)	10年度 (実績)	11年度 (実績)	12年度 (目標)	ピーク比
人件費	843 (7年度)	677	553	537	490	▲353 (▲42%)
物件費	608 (3年度)	540	461	448	338	▲270 (▲44%)
合計	1,400 (6年度)	1,217	1,014	985	828	▲572 (▲41%)

3. 店舗統廃合

店舗の統廃合については、基本的に事業譲渡が明らかになる過程で検討を行うこととします。

4. 保有資産の処分

当組合が保有する資産につきましては、業務運営上必要不可欠なものを除き、適正な価格で処分する方針であります。

5. 内部管理体制の整備

業務全般にわたり、管理職の責任分担の明確化や相互牽制機能の充実を図ります。

また、金融整理管財人による経営方針を明確に示すため、毎月1回「部・支店長会議」を開催し職員への示達を徹底いたします。

6. 不良債権の回収強化

事業譲渡が実施されるまで、不良債権の発生防止と担保不動産の処分等による回収の強化に努め、公的負担の削減を図ります。

IV. 法令等の遵守

中小企業等協同組合法その他関係法令を遵守し、金融再生法の趣旨並びに被管理金融機関としての立場を認識し、誠実かつ公正な業務運営を行ってまいります。

関係法令、諸規則及び当組合の定める諸規則に違反する行為、あるいは業務上の事故等が発生した場合は、厳正な処分を行います。

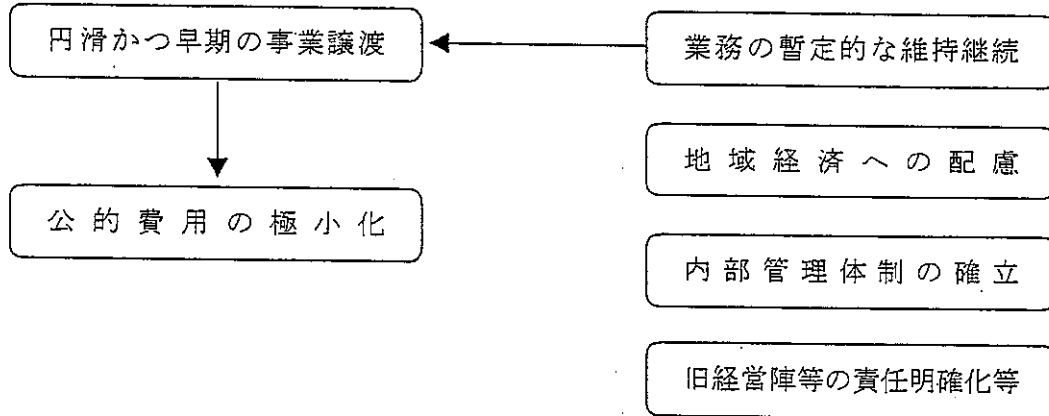
V. 金融再生法第18条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等

金融再生法第18条に定められた、当組合の旧経営者等の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告訴・告発の調査・検討を行うために、金融整理管財人の下、弁護士3名により構成する「責任究明委員会」を設置いたしました。

これにより、今後必要に応じ、公認会計士等に協力を求めながら民事提訴・刑事上の告訴・告発等について調査・検討し、追及してまいります。

「業務及び財産の管理に関する計画」の骨子

I. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針



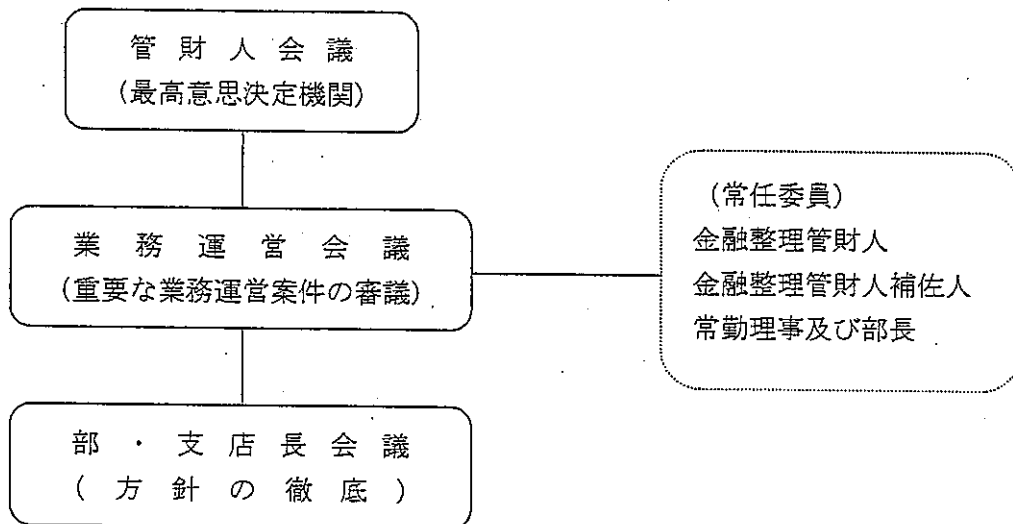
II. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針

1. 基本運営方針

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、金融仲介機能の維持に配慮した適正な業務運営に努める。

2. 諸会議の設置（管財人会議、業務運営会議、部・支店長会議）

諸会議を設置し、業務運営方針の審議、徹底を行う。



3. 個別業務運営方針

(1) 与信業務運営方針

金融仲介機能の維持に配慮しつつ、優良な顧客基盤の維持と貸出資産の劣化防止に努める。

① 債務者区分別与信方針

「正常先」 …………… 企業の信用力や案件の妥当性を十分に審査し、資金需要に応える。

「要注意先」 …………… 債務者の債務履行状況、財務内容の健全性及び回収の確実性を十分審査し、適切に対応する。

「破綻懸念先」
「実質破綻先」 } …………… 原則与信は実行しない。
「破綻先」

「純新規先」 …………… 原則与信は実行しない。

② 資金使途

債務者の事業継続に必要な運転資金・設備資金に対応する。

③ 与信残高上限

「正常先」 …………… 原則「管理を命ずる処分」を受けた日から過去1年間の最高額を超えないものとする。

「要注意先」 …………… 原則「管理を命ずる処分」を受けた日の残高を超えないものとする。

④ 与信期間、担保、保証、適用金利

回収の確実性や妥当性並びに収益性等に十分留意し、適切な運営を行う。

(2) 資金調達業務運営方針

○適切かつ正確な情報の提供を行い、当組合に対する信用の回復に努める。

○資金繰りを的確に把握するとともに、流動性の高い資産の売却等により、資金の確保に努める。

○調達金利、期間等については、適切な運営を行う。

(3) 投資業務運営方針

現在国債など総額 277 百万円を保有しており、売却等適時適切な対応を行う。

(4) 経費運営方針

業務遂行上必要不可欠なものに限定した運営を行う。

(5) その他の業務の運営方針

公金業務、内国為替等の業務は、金融仲介機能の維持ならびに取引基盤の維持の観点から継続する。

Ⅲ. 事業譲渡を円滑に行うための方策

1. 経営責任の明確化

(1) 旧経営陣の辞任等

平成8年5月、当時の理事長・専務理事・常務理事(2名)の4名が辞任。

その後選任された理事長・専務理事は、平成12年6月9日、「管理を命ずる処分」を受け辞任。

平成12年6月28日の総代会において、常務理事(2名)及び常勤理事(2名)も辞任。

なお、現在在職中の常勤理事1名の役員報酬は、支給していない。

(2) 役員退職慰労金

過去10年間において常勤役員の退職に伴う慰労金の支給はない。

今後の辞任についても支給しない。

2. 経費の削減

ピーク比40%以上の削減を目標とする。

【人件費・物件費の推移と削減目標】

(単位：百万円、%)

	ピーク	9年度 (実績)	10年度 (実績)	11年度 (実績)	12年度 (目標)	ピーク比
人件費	843 (7年度)	677	553	537	490	▲353 (▲42%)
物件費	608 (3年度)	540	461	448	338	▲270 (▲44%)
合計	1,400 (6年度)	1,217	1,014	985	828	▲572 (▲41%)

3. 店舗統廃合

事業譲渡が明らかになる過程で検討を行う。

4. 保有資産の処分

業務運営上必要不可欠なものを除き処分する。

5. 内部管理体制の整備

責任分担の明確化や相互牽制の充実を図る。

経営方針を明確に示すため、毎月1回「部・支店長会議」を開催する。

6. 不良債権の回収強化

再発の防止と回収の強化に努め、公的負担の削減を図る。

Ⅳ. 法令等の遵守

中小企業等協同組合法その他関係法令の遵守。違反行為や事故等については厳正な処分を行う。

V. 金融再生法第 18 条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等

金融整理管財人の下、弁護士 3 名により構成する「責任究明委員会」を設置し、必要に応じ公認会計士等の協力を求めながら、民事提訴・刑事上の告発等について調査・検討し、追及する。